

# 神戸市分野特化型インキュベーション事業 募集要項

## 1 制度目的

神戸市では、まちの持続的な成長を実現するために、スタートアップの集積・定着及び地元企業との協業等を通じて次々とイノベーションが生まれるスタートアップ・エコシステムの形成に取り組んでいます。

神戸市内でのスタートアップ創出や育成を促進するため、市内に活動拠点を設け、市内活動拠点を軸として分野特化型の<sup>\*</sup>インキュベーション事業を継続的に実施し、市内での起業、本社登記を行うスタートアップを生み出す事業者に対して、事業実施に係る経費の一部を最長3年間支援します。

(<sup>\*</sup>) 本事業においては、「インキュベーション事業」を「起業や成長を望む人材・スタートアップを①全国から集め、②拠点（神戸）で育て、③市場に送り出す事業」と定義します。

## 2 募集事業

募集事業については、以下のすべての要件を満たす事業とします。

- i) 神戸市内に活動拠点を設け、かつ神戸市内でインキュベーション事業を行うこと
- ii) 特定の分野（例：フード、ヘルスケア等）の創業、スタートアップ等の支援に特化していること
- iii) 3年以上の適当な事業計画・収支計画を有すること
- iv) 補助期間終了後も採択事業を市内で継続する計画があること
- v) <sup>\*</sup>インキュベーションマネージャーを1名以上配置すること

(<sup>\*</sup>) 本事業においては、「インキュベーションマネージャー」を「創業支援や成長支援を担い、本インキュベーション事業の運営に従事する者」と定義します。

## 3 採択事業に関する支援

### (1) 補助金

#### ① 対象事業

審査会において採択された事業で、採択日以降に新たに実施する事業

#### ② 対象期間

本補助制度について、始めて交付決定があった日から最長36か月

※2年目以降の補助金交付を約束するものではなく、毎年審査があります

#### ③ 補助率及び補助上限額

補助対象経費の2分の1以内で、各会計年度あたり1,000万円、補助期間通算3,000万円を上限とします。ただし、企業版ふるさと納税による寄附金がある場合は、補助対象経費の範囲内または2,000万円のいずれか低い額を上限に寄附金を加算して補助します。なお、1社に対し2,000万円を超える寄附がある場合でも、事業者への補助額は2,000万円を上限とします。

#### ④ 補助対象経費

採択事業の遂行に直接的にかかる人件費、旅費、広告宣伝費、専門家報酬、催事開催費、拠点利用料、その他インキュベーション事業の実施に必要な経費として認められた経費で、補助事業者が直接支払うものが対象です。なお、補助事業者の関係会社からの調達経費は対象外です。

なお、特定の事業者に高額な費用を支払う場合、理由書の提出を求めることがあります。市長はその内容に基づき、補助対象経費として適当であるかを判断します。

経費区分	内容	経費内訳
人件費	補助事業に直接従事するインキュベーションマネージャー等に対して支払われる給与。但し支払実績が確認できるものに限る。 なお、人件費の補助対象者は業務分担届出書に記載のある者に限り、変更がある場合はその変更があった日から14日以内に申請が必要です（変更申請がなく追加された人件費については実績報告・確定時において対象とすることはできません）。	インキュベーションマネージャー等の人件費
旅費	補助事業に直接従事するインキュベーションマネージャー等の神戸拠点訪問時の往復旅費。但し主な活動拠点（または本社）から神戸拠点間の経費を上限とし、支払い実績が確認できるものに限る。	旅費
広告宣伝費	補助事業を不特定多数に対して広報する上で必要な経費	広告掲載費 印刷物作成費 印刷物配布費 HP作成費 等
専門家報酬	補助事業の目的達成のため外部専門家に支払われる経費	相談員報酬費 セミナー講師費 等
催事開催費	補助事業の目的達成のために開催するイベント等の開催経費。	会場費 イベント実施時の委託費 等
拠点利用料	補助事業を実施する上で必要となる神戸市内の拠点や施設の利用料のうち、補助事業者が支払うもの。但し当該拠点をインキュベーション事業のために直接活用する場合に限り、補助事業者の事務スペースとしてのみ利用する場合、事務スペース専有部分が区分されている場合は対象外とする。また、入会費等の初回のみ発生する費用は除く。	

⑤ 市内事業者への発注の促進

補助事業者は、事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行う場合には、原則として、市内の事業者（地元企業）を対象とすること。なお、市外事業者へ発注をする場合は、業者選定理由書の提出を求める（契約金額 10 万円以上の場合）。

⑥ 支払方法

- ・ 補助金については、原則、各会計年度終了後に支払います。
- ・ 補助金交付の根拠となる資料として、給与明細、見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、銀行振込受領書など一連の書類が必要です。

⑦ 事業完了報告

- ・ 毎事業年度ごとに事業完了時、又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助事業完了届の提出が必要です。

⑧ 実績報告

- ・ 事業年度終了後 30 日以内、又は 4 月 10 日までのいずれか早い日までに事業報告書の提出が必要です。
- ・ 事業報告書の内容によっては要綱第 16 条の規定により是正のための措置を命ずる場合があります。

⑨ その他

- ・ 補助金については、別途市が定める「神戸市分野特化型インキュベーション事業補助金交付要綱」に基づき交付します。

**(2) 事業実施に係る連携協力**

採択事業の実施のため、市は関連団体等の協議・調整にかかる窓口紹介や相談等の支援を行うとともに、補助事業者には原則として「ひょうご・神戸スタートアップエコシステムコンソーシアム」に加入して頂くことで、様々な企業や団体との交流を促進します。

**(3) 広報支援**

採択事業に対し、市の媒体等を活用した広報支援を行います。

**4 定例ミーティングの開催および中間報告の実施**

- ・ 採択事業の進捗や課題、展望等に係る認識共有の為、市との定例的な情報共有会（原則として、月に 1 回を想定）に参加して頂きます。
- ・ 12 月 15 日までに、事業 KPI の進捗を明記した中間報告書および経費説明書を提出すること。

## 5 応募資格

応募の資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとします。

- (1) 提案事業者が事業に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (2) 応募時点で提案事業者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
  - ② 神戸市指名停止基準要綱に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
  - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (4) 神戸市が設置する審査会において、提案内容についてプレゼンテーションを行い、提案内容の説明や質疑応答ができること。
- (5) 選定された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (6) 政治的・宗教的な提案を含まないこと。
- (7) 公序良俗に反する提案を含まないこと。

## 6 応募方法

- (1) 参加申込書の提出

**2025年4月4日（金曜）17時まで**に、項目12に記載の宛先まで次の書類をデータ（原則PDFファイル・メール送付）にて提出してください。

なお、メール件名は「分野特化型インキュベーション事業応募（社名）」としてください。

- ① 分野特化型インキュベーション事業提案参加申込書（様式1）

- (2) 応募コース選択

**応募の際は、分野型インキュベーション事業提案参加申込書（様式1）にて、以下のいずれかのコースを選択してください。**

- ① 自由提案コース

事業特化する分野を自由に設定いただき、スタートアップの創出・成長支援をご提案いただける事業者を募集します。

- ② インパクトスタートアップ創出コース

従来マネタイズが難しい領域の社会課題に取り組む起業家に対して事業化の支援を行い、社会課題解決と持続可能な成長を両立させるインパクトスタートアップを創出することを重点テーマとして掲げる事業者を募集します。

### (3) 企画提案書の提出

**2024年4月17日(木曜) 17時まで**に項目12に記載の宛先まで次の書類をデータ(原則PDFファイル・メール送付)にて提出してください。

なお、メール件名は「分野特化型インキュベーション事業応募(社名)」としてください。

① 企業等概要書兼誓約書(様式2)

② 企画提案書(様式任意)

以下の内容を必ず提案に含むこと

・提案事業者における本事業の目的、位置づけ、対象分野・テーマ

・3年間以上の収支計画・事業計画

・具体的な事業内容(プログラム、活動拠点、対象者数、神戸の資源(企業、大学など)との連携、スケジュール、提案事業者が考える神戸の課題及び、本事業を実施するにあたって神戸経済におよぼす影響 等)

・事業KPI(初年度、および及び3年間)

・本事業に係る実施体制図

・同様または類似事業における実績

③ 業務分担届出書(様式3)

④ 会社概要(様式任意)

⑤ 経費説明書(様式4) ※申請年度にかかる経費を記載すること

⑥ 履歴事項全部証明書(いわゆる商業登記簿謄本)

⑦ 直近の事業年度にかかる財務諸表

※提出された書類は、選定以外の目的には使用せず原則として非公開としますが、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)に基づき公開する場合があります。

※2024年度に本補助制度に事業認定を受けている提案事業者は提出資料④⑥は省略できるものとします。

## 7 質疑方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、2025年3月28日(金曜)17時までに下記12まで送信すること。応募者間の公平を確保するために必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに2024年4月2日(水曜)より掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

## 8 選定方法

応募資格等の要件審査を実施後、提案事業者からの提案書に基づいたプレゼンテーションにより選考します。なお、応募多数の場合は、提出していただいた提案書により、書類選考を実施します。

(1) 提案事業者には、事前に提出いただいた提案書をもとに、市が設置する審査会において提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

- (2) 審査会では、事業内容に関する審査を行い、審査の結果を踏まえて市が事業者を認定します。ただし、審査会による評価得点が5割を超えることを条件とし、得点上位の事業者から予算の範囲内で認定します。なお、上位事業者選定時の評価方法は、各選定委員の採点による点数が高い順に、順位点1位をn点（n=提案者数）、2位をn-1点、3位をn-2点、4位以降も同じ方式で順位付けします。同点の事業者がいる場合は、n点と採点した選定委員が多い提案を上位とし、それでも同位となる場合は、下記「9. 評価基準」に示す『事業目的の理解』→『提案の妥当性』→『神戸市への貢献』→『業務遂行能力』の順に、各項目における各審査員の採点の合計点が高い提案者を上位とします。
- (3) 選定の結果は、各提案事業者に対して事務局から通知します。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。

※なお、本事業は 2025 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、この選定に基づく事業を行わないことがあります。

## 9 評価基準

項目	主な評価視点	配点
事業目的の理解 (30)	① 最長3年間の補助期間を通じて、十分な数のスタートアップが生まれるか（神戸市本社登記15社／3年を目安とする）。	10
	② 補助期間終了後も、自主財源または企業協賛等により、継続的に神戸市で事業を展開できる見込みがあるか。	15
	③ 企業・大学等、市内機関との連携・協業等が見込まれる事業内容となっているか（エコシステム形成への貢献）。	5
提案の妥当性 (30)	① 事業者が提案するKPI達成に向けた実現性の高いプロセスが示されているか。	15
	② 提案した分野における専門的な支援を行う計画となっているか。また、その計画は実現性の高い内容となっているか。	10
	③ 事業の規模に応じた現実的な収支計画となっているか。	5
神戸市への貢献 (20)	① 生み出すスタートアップが神戸市に根付き、成長できる仕掛けがなされているか。	5
	② インキュベーションマネージャーは主に神戸で活動を行うか。	5
	③ 各種プログラムは主に神戸で開催されるか。	5
	④ 本事業実施に伴い、新たに神戸市内への進出意向、登記を伴う事業所の開設意向があるか。または市内事業者であるか。	5
業務遂行能力 (20)	① 業務遂行上、妥当な人員及び支援体制となっているか。	10
	② 同様のまたは類似事例等における事業実績を有するか	10

## 10 スケジュール（予定）

3月21日(金曜)	募集開始
3月28日(金曜)	質疑締切
4月2日(水曜)	質疑回答
4月4日(金曜)	参加申し込み締切
4月17日(木曜)	提案書の提出締切
4月24日(木曜)～30日(水曜)頃【予定】 ※提案者に個別にご連絡します	審査会での提案者プレゼンテーション及び審査・選定
4月末頃【予定】	選定結果の通知・公表

## 11 その他留意事項

- (1) 提案事業者は、企業等概要書兼誓約書の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。
- (2) 提案に要する費用は提案事業者の負担とします。
- (3) 提案書の著作権は提案事業者に帰属します。但し、市は審査結果の公表等、必要な範囲で提案書の内容等を使用することができます。
- (4) 提出された書類等は返却しません。
- (5) 事業の着手は原則として交付決定後に可能となります。但し、事業遂行上やむを得ない場合に限り交付決定前の事業着手が認められることがあります。事前に事務局までご相談下さい。

## 12 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

神戸市 経済観光局 新産業創造課「インキュベーション事業」担当  
〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三ノ宮ビル東館 8F  
電話 078-984-0293 ファックス 078-984-0299  
メール [shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp)